

聖籠町告示第32号

聖籠町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月30日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱の一部を改正する告示

聖籠町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置要綱の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「事務管理監、」及び「、聖籠こども園長、蓮野こども園長、蓮潟こども園長及び亀代こども園長」を削る。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。